

キャピタルゲイン課税の性質に関する一考察

—米国ワシントン州キャピタルゲイン税に関する ワシントン州最高裁判決を契機として—

佐藤 永一郎

Abstract

This article discusses the nature of capital gains taxation. The question of how capital gains should be taxed continues to be debated. In Japan as well, there is a need to reconsider the nature of capital gains taxation.

In considering the nature of capital gains taxation, this article will focus on the *Quinn v. State*, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023) regarding capital gains tax in Washington State, USA. The *Quinn* held that capital gains tax is an excise tax because it is levied on the sale or exchange of capital assets. After outlining the limitations on asset taxation under the Washington state tax system and providing an overview of the Washington state capital gains tax, this article will introduce the part of the *Quinn* that determined that the capital gains tax was an excise tax. Then, implications for Japanese law will be briefly discussed.

キーワード……ワシントン州 キャピタルゲイン税 資産課税

はじめに

キャピタルゲインとは、所有資産の価値の増加益のことであり¹⁾、その代表例として、土地や有価証券の所有期間中の値上り益が挙げられる。わが国では、アメリカ法の強い影響の下に包括的所得概念をベースとした課税制度を採用しており、所得の範囲を広くとらえ、キャピタルゲインを当然のこととして所得に含め課税対象としている²⁾。

だが、キャピタルゲインに対してどのように課税すべきかという点については絶えず議論の対象とされてきたところである³⁾。キャピタルゲインは、長期間にわたって徐々に累積してきたものが資産の譲渡によって一挙に実現するものであるため、課税にあたっては高い累進税率を緩和する必要があるとの考慮から、なんらかの平準化措置が採用されている⁴⁾。わが国の平準化措置の内容は、長期譲渡所得について総収入金額から取得費と譲渡費の合計額を控除した残額の 2 分の 1 の額のみを総収入金額に算入するというものであり⁵⁾、極めて大雑把であるという印象は避けられない⁶⁾、などの批判がある。

また、わが国におけるキャピタルゲイン課税制度は、一定の資産の譲渡については分離課税とされ、総合課税からの離脱が図られている。土地・建物等について、長期譲渡所得および短期譲渡所得のいずれについても分離課税が採用されている⁷⁾。株式についても、平成元年度までは原則非課税だったが、課税とされて以降は、分離課税が採用されている⁸⁾。

株式のキャピタルゲインについては、利子・配当等とともに金融所得の一部として捉えることも可能であり⁹⁾、「貯蓄から投資へ」という政策的要請の下、課税の公平を保ちつつ、投資をしやすい課税制度を整備しようという、昨今のわが国における金融所得課税の一体化の動き¹⁰⁾とも関連してくる。平成26年1月1日以降、株式の譲渡所得および上場株式等の配当¹¹⁾が、原則、利子所得¹²⁾と同じ15%の比例税率で分離課税の対象となり、金融所得の一律分離課税が進んでいるが、金融所得に対する一律分離課税については、かねて垂直的公平の観点から問題があることが指摘されている¹³⁾。

特に、金融所得に対する一律分離課税については、わが国の所得税法は、所得の種類による担税力の違いからその相違に応じた計算方法や課税方法を定めているため、所得分類の観点から、立法論上・解釈論上の問題が少なくないという指摘がなされている¹⁴⁾。預貯金の利子は、預金額に対する比率によって表示され預金者がリスクを負わない性質がある¹⁵⁾。株式の配当等には、法人の利益処分という性質がある¹⁶⁾。これらは、キャピタルゲインにはみられないものである。また、わが国において、キャピタルゲイン課税は増加益という利益に対して、資産の移転の機会をとらえて行われる¹⁷⁾が、利子や配当等に対する課税はその収入金額に対して、支払われた時期に行われる¹⁸⁾。このように、課税対象や税額の算定方法などが異なる所得に対する租税を一括りにして課税することには問題があるといえよう。近年、キャピタルゲイン課税を租税の性質の観点から問いなおす試み¹⁹⁾もみられる。

そこで、本稿では、キャピタルゲインに対する課税を、租税の性質から考察するにあたり参考となりうるものとして、米国ワシントン州のキャピタルゲイン税に関するワシントン州最高裁判所のクイン判決²⁰⁾を取り上げる。

米国ワシントン州では、他の多くの州とは異なり、個人所得税も法人所得税もなく、主に売上税、資産税、事業占有税(Business and Occupation Tax)の組み合わせで歳入を得ている²¹⁾。ワシントン州では、州憲法第7編第1条および第2条において、資産に対する課税の一律性や課税制限を規定しており、その資産は、「有形・無形を問わず、所有権の対象となるすべてのものを意味し、またそれを含むものとする」としている。そして、1933年のカリトン対チェイス判決²²⁾において、この規定に基づき、「所得税は資産税である」と解釈し、資産税の一律性に違反するため所得税を違憲であるとしたことに始まり、それ以降、州裁判所は一般的純所得税(general net income tax)を資産に対する課税とみなし、違憲としてきた²³⁾。

しかし、2022年1月1日より、特定の長期資本資産の売却および交換に7%の租税を課す、ワシントン州キャピタルゲイン税が創設された²⁴⁾ところ、同税について、資産税であり、ワシ

ンントン州憲法第7編第1条および第2条に規定された資産税の一律性および課税制限に違反しているなどを理由に、法令としての無効を求める訴訟が起こされていた²⁵⁾。

これに対し、ワシントン州最高裁判所は、2023年3月24日のクイン判決において、キャピタルゲイン税は、資本資産や利益そのものに課税されるのではなく、資本資産の売却もしくは交換に対して課税されるため、物品税として位置づけられるとして、原告の申立てを斥けた²⁶⁾。クイン判決では、ワシントン州の資産税と物品税との区別にかかる解釈が改めて問われ、それに関連してキャピタルゲイン税の租税としての性質が検討の対象となっている。

以下本稿では、まず、ワシントン州税制における資産課税の制限を概説したうえで(第1章)、2022年1月1日より施行されることとなったワシントン州キャピタルゲイン税の概要を説明し(第2章)、同税の無効が問題となったクイン判決の訴訟経緯と、判示のうち、キャピタルゲイン税が物品税とされた根拠部分を紹介し、判決の評価も紹介する(第3章)。ワシントン州税制とキャピタルゲイン税についての議論を整理したうえで(第4章)、日本法への示唆を簡単に行う(おわりに)。

1 ワシントン州税制における資産課税の制限

1-1. ワシントン州憲法第7編第1条

ワシントン州では、ワシントン州憲法第7編第1条において、以下のように資産に対する課税を制限し、また、資産を定義している。

“すべての租税は、租税を課す当局の管轄区域内の同じ種類の資産に対して一律に適用され、公共の目的にのみ適用・徴収されるものとする。ここで使用される「資産」という用語は、有形または無形に関わらず、所有権の対象となるすべてのものを意味し、またそれを含むものとする。”²⁷⁾

この規定は、1930年の州憲法修正第14条の承認によって制定された²⁸⁾ものである。

独立運動時代から独立期に至るまで、ワシントン州は、政府の財源のほとんどを従価資産税に依存していた²⁹⁾。当時、有形資産の価値は大きく、政府のコストは小さかった³⁰⁾ため、資産税は公平で効果的な財源調達方法であった。ワシントン州が1889年当初採択した憲法第7編第2条には、あらゆる形態の資産に平等かつ一律に課税するという厳格な一律条項が設けられていた³¹⁾。

しかし、州が都市化するにつれ、政府サービスや施策に対する必要性が高まる一方³²⁾、個人の富は株式や債券のような無形の資産に移行していった。銀行のロビー活動によって個人の無形資産に対する資産税が免除され、既存税制上の不公平を悪化させた³³⁾。

進歩主義時代から大恐慌時代にかけて勢いを増した一律条項を撤廃する全国的な運動の潮流に乗り、ワシントン州でも税制改革の要求がなされた。1929年、資産税の上限設定、純所得税

の導入とともに、ワシントン州議会は、州憲法第7編の最初の4条の変更を内容とする州憲法修正第14条を提案し、1930年11月の投票で有権者に承認された³⁴⁾。

こうして、州憲法上、異なる種類の資産の間において異なる税率の設定が認められ、「資産」の定義に無形資産が含まれることが明確化され、その範囲は「所有権の対象となるすべてのもの」にまで拡大されることとなった³⁵⁾。

1-2. ワシントン州の所得税をめぐる判決

ワシントン州においても、一般純所得税が導入されたことがあるが、いずれも違憲とされて無効とされてきた経緯がある。以下、ワシントン州の所得税をめぐる判決について検討する。

1929年に、銀行および金融機関の純利益に対して5%の「法人フランチャイズ税」を課す初の州所得税が制定された³⁶⁾。この法律は、都市部の大規模商業銀行に対して自由な免除を規定していたため、多くの農民やその他の小市民にサービスを提供する複数の貯蓄組合が、州税委員会に対し、連邦政府の平等保護を理由に、その執行の差止めを求める訴訟を提起した。1930年、ワシントン州最高裁判所は、アバディーン貯蓄貸付組合対チェイス判決³⁷⁾において、「法人フランチャイズ税」を無効とする判断を下した。アバディーン判決は、合衆国憲法修正第14条に基づき、すべての人は法の下での平等な保護を受けることを確認したうえで、クエーカー市タクシー会社判決において、タクシー事業を営む法人にのみその総収入に対して租税が課される法律につき、「法人化された事業者の総収入は課税されるが、同じ事業を営む自然人やパートナーシップの総収入は課税されない。所有者の性格が、区別と差別を左右する唯一の事実である。所有者が法人であるという理由だけで課税される。この差別は受領金の出所や使用される資産の状況や性格の違いによって正当化されるものではない。その結果、同条項は、平等保護条項に合致する分類は、立法の対象と合理的な関連性を持つ現実的かつ実質的な差異に基づかなければならないという要件を満たしていないことになる。」³⁸⁾などとして、合衆国憲法の平等保護違反とされ課税は認められないとされたことを引用し、「州は、この州の法律に基づいて組織された法人が支払わなければならない物品税やフランチャイズ料、または租税を定めることができると仮定してもなお、この法律は、事業を行う法人特権が行使された場合にのみ適用されることに留意しなければならない。課税の対象となるのは、事業に従事すること、または法人特権を行使することである。そして、法人が従事する事業とは、法人を自然人または法律上の他の者と競争させるものであり、その事業遂行において、連邦憲法の命令に従い、すべての人が法の平等な保護を受ける権利を有するものである。」³⁹⁾として、「法人フランチャイズ税」も、合衆国憲法の平等保護違反であるとした。

ワシントン州では、グレンジ⁴⁰⁾をはじめとする農業団体が中心となって、資産税を削減し、純所得税を推進する運動が展開され⁴¹⁾、1932年に、グレンジが中心となって2つの住民発議が行われ、2つの税制改正が行われた。すなわち、第1の住民発議 I-64 がきっかけとなって、40

ミルの資産税の税率制限が設けられることになり、第 2 の住民発議 I-69 が提出され、州内のすべての年間純所得に 1% から 7% まで累進的に租税を課す、個人および法人の所得税が制定された⁴²⁾。

しかし、住民発議 I-69 がもととなって 1933 年に制定された所得税法に対して、その法律の合憲性に異議を申し立て、その施行の差し止めを求める訴訟が起こされた。これを受けて、一般的な純所得税を無効とし、同法の執行を永久に差止めるカリトン判決⁴³⁾が下された。

カリトン判決は、州憲法第 7 編第 1 条の解釈について、次のように述べた。「これ以上包括的な『資産』の定義を打ち立てることは、どんなに造詣の深い辞書編纂者の才能をも寄せ付けないだろう。それは『有形無形を問わず、所有権の対象となるすべてのもの』である。所得は州憲法修正第 14 条の資産であるか、あるいは誰のものでもないかのどちらかである。もし、誰のものでもないなら、不正な手段で私たちの所得を奪ったり手に入れたりする力を持つ者は、誰でも私たちの所得を使用することができる。わが州の憲法には、不動産と動産と無形資産以外に分類がないため、所得は必然的に無形資産の範疇に入る。州憲法修正第 14 条のこれらの文言ほど、積極的、正確、かつ説得力のある言葉の使用方法はないだろう。これらの文言が何を意味するのかを語るには、専門的な解釈は必要ない。司法の権威が圧倒的に強調するのは、『所得』は資産であり、そして、所得に対する課税は資産に対する課税であるということである。」⁴⁴⁾ さらに、「我々の修正第 14 条は、すべての租税は、その租税を課す当局の領域内の同じ種類の資産に対して一律に課されるものとする、などと規定している。ここで課税されている所得税が、まったく一律性を欠いていることを論証する議論は不要である。」⁴⁵⁾ とした。また、捕捉意見では、アバディーン判決について、「この課税は資産に対する課税、つまり純所得に対する課税であり、問題の法律は法の平等な保護を保障する合衆国憲法修正第 14 条に違反するものであった」⁴⁶⁾ とし、その後に州憲法の改正が行われたことから、「当裁判所は、アバディーン判決で再審を拒否し、所得を課税対象の資産とすることを決定し、その後州憲法改正によって市民は同様に決定した」と評価した⁴⁷⁾。また、「一方に他方よりも累進的に高い税率で課税することは、すべての租税は同じ種類の資産に対して一律でなければならないという修正条項の他の条項に積極的に違反する」⁴⁸⁾ のであると述べた。

このように、カリトン判決は、州憲法第 7 編第 1 条の解釈について、「所有権の対象となるすべてのもの」という広範な資産の定義には、当然に「所得」が含まれ、所得税は資産税であるとした。そして、累進純所得税は一律性がないため違憲であるとしたものといえる。カリトン判決の解釈は、その後の判決の基礎を形づくった。

一方、1933 年に議会は、失業者や困窮者への援助を提供するための追加的な財政支出を賄うため、事業活動税 (Business Activities Tax) の一部として事業占有税を制定した⁴⁹⁾。事業占有税は、州内で事業活動を行う特権に対して課される租税であり、総収入額によって算定される。現在も州歳入を担う租税として存続しており、1933 年制定時は、事業の種類を 20 に分類し、

その分類に応じて 0.1% から 5% までの異なる税率が設定されていた⁵⁰⁾。

他方で、カリトン判決と同日に下されたスタイナー判決⁵¹⁾では、事業占有税の合憲性が争われた。

スタイナー判決は、同税が資産税であるか、それとも物品税であるかについて詳細に検討することは避けたものの、「判例を徹底的に調査した結果、わが州憲法の広範かつ包括的な条項の下でも、これが資産税ではないことは十分納得できる。そうでなければ、あらゆる物品税を維持することは不可能ではないにせよ、極めて困難となる。」⁵²⁾とし、物品税であるとの見解を示した。また、事業活動を行う特権に対して租税を課すことの合憲性について、「確かに憲法は、所有権の対象となるあらゆるものを資産と定義しており、ある意味では、自分の事業とその収益はその人の所有物である。しかし、わが州の法律の保護の下で事業や有益な追求に従事する特権は、事業が成立する前に存在しなければならず、また実際に存在するものであり、単なる事業の所有権をはるかに超えたものである。…すべての市民は、国家によって完全に保護され、財産投資やそこから得られる利益において安全が確保されることを期待しながら、どんなに多大な利益を得られる職業に就いても、現在では計り知れないほど安全である。この特権こそ、単なる資産をはるかに凌駕するものであり、その創設と存続のために国家が負担した費用の一部を公平に分割して負担するために、現在、課税が求められているものである。」⁵³⁾とし、合憲であるとした。

1-3. 小括

本章では、ワシントン州税制における資産課税の制限について、州憲法第 7 編第 1 条において、「同じ種類の資産に対して、一律に適用」され、その「資産」は、「所有権の対象となるすべてのもの」と規定されていることの意義を検討した。1930 年の州憲法修正第 14 条の承認によって採択された経緯から、異なる種類の資産には異なる税率で資産税を課すことを認めるものであり、「資産」には無形資産をも含むものといえる。

さらに、ワシントン州の所得税をめぐる判決について検討した。アバディーン判決では、銀行および金融機関の純利益に対して 5% の租税を課す「法人フランチャイズ税」について、合衆国憲法の平等保護違反であるとして、無効とする判断を下した。カリトン判決は、州憲法第 7 編第 1 条の解釈について、「所有権の対象となるすべてのもの」という広範な資産の定義には、当然に「所得」が含まれ、所得税は資産税であるとした。そして、累進純所得税は一律性がないため違憲であるとしたものといえる。カリトン判決の解釈は、その後の判決の基礎を形づかった。一方、スタイナー判決では、州内で事業活動を行う特権に対して課され、総収入額に事業分類に応じて設定された税率を乗じて算定される事業占有税について、過去の判例から物品税であるとの見解を示した。そして、事業に従事する特権は所有権を凌駕しており、それに対して租税を課すことは、国家が負担した費用を分割負担するために必要であるから、合憲であ

るとした。

2 ワシントン州キャピタルゲイン税の概要

2-1. ワシントン州キャピタルゲイン税の概要

2022 年 1 月 1 日より、ワシントン州キャピタルゲイン税が制定された⁵⁴⁾。以下、このキャピタルゲイン税について、立法目的、課税の仕組みを概説する。

当該税の立法目的は、公教育に十分な資金を提供するという「州の最重要義務を果たすのを支援する」ため、および「州の税法のバランス調整に向けて実質的な進歩を遂げる」ための 2 つである⁵⁵⁾。

当該税は、個人にのみ適用され⁵⁶⁾、長期資本資産の売却または交換に対して課される⁵⁷⁾。ただし、不動産⁵⁸⁾、退職金口座の資産⁵⁹⁾、農業または牧畜業にかかる一定以上の資本資産⁶⁰⁾などの売却または交換に対しては免除される。資本資産とは、内国歳入法典第 26 編第 1221 条に規定される意味を有し⁶¹⁾、長期資本資産とは、1 年を超えて保有される資本資産をいう⁶²⁾。税額は、個人のワシントン州のキャピタルゲインに 7% を乗じた額とする⁶³⁾。また、当該税は州内にある有形個人資産および州内に住所を有する個人が所有する無形資産の売却または交換による利益のみをワシントン州に配分するものとしている⁶⁴⁾。

ワシントン州のキャピタルゲインとは、修正されたキャピタルゲインを意味し⁶⁵⁾、修正されたキャピタルゲインとは、連邦純長期キャピタルゲインを意味する⁶⁶⁾。連邦純長期キャピタルゲインの意義については、次節で説明する。

連邦純長期キャピタルゲイン算定時に、当該税が免除される売却または交換にかかる長期キャピタルロスが含まれていた場合、その限度までそのロスを加算する⁶⁷⁾。反対に、当該税が免除される売却や交換による長期キャピタルゲインが含まれていた場合は、その限度までそのゲインを差し引く⁶⁸⁾。連邦長期純キャピタルゲインの算定時に、ワシントン州に配分されなかった売却や交換による長期キャピタルロスが含まれていた場合は、その限度までそのロスを加算する⁶⁹⁾。連邦純長期キャピタルゲインの算定時に、納税者がワシントン州の居住者でなかった時に発生した売却の繰越欠損金など、ワシントン州に配分されない売却や交換の繰越欠損金が含まれていた場合も、その限度までその欠損金を加算する⁷⁰⁾。反対に、ワシントン州に配分されない長期キャピタルゲインが含まれていた場合は、その限度までそのゲインを差し引く⁷¹⁾。

控除についても、個人または夫婦の標準控除額 25 万ドル（共同申告、別申告を問わず、夫婦の標準控除額は合わせて 25 万ドル）⁷²⁾、適格慈善寄付控除⁷³⁾、適格同族会社持分の売却益控除⁷⁴⁾が認められている。

2-2. 連邦純長期キャピタルゲインについて

連邦純長期キャピタルゲインとは、内国歳入法典第 1222 条において、課税年度において、1 年超保有された資本資産の売却または交換による利益が、1 年超保有された資本資産の売却または交換による損失を上回るものとして定義されている⁷⁵⁾。

純キャピタルゲインと純キャピタルロスを決定するためには、まず、控除可能な長期キャピタルロスを長期キャピタルゲインから差し引き、短期キャピタルロスを短期キャピタルゲインから差し引かなければならない。そして、短期的な純損益と長期的な純損益は、様々な形態の所得に対する税金を正しく計算するために、互いに相殺されなければならない。この過程で、短期的なキャピタルゲインは、短期的な損失によって相殺されたり、長期的な純損失があれば、それによっても相殺されることがある⁷⁶⁾。

なお、キャピタルゲインの算定については、内国歳入法典では、次のように規定されている。

内国歳入法典第 1001 条(a)項は、資産の売却またはその他の処分による利得を、利得を決定するために同法第 1011 条で規定された調整後の取得価額(basis)に対する実現額の超過額と定義し、損失を、実現額に対する調整後の取得価額(basis)の超過額と定義している⁷⁷⁾。

調整後の取得価額(basis)は同法第 1011 条で決定されるが、その中で、同法第 1012 条等によって決定され、第 1016 条によって調整されるものとしている⁷⁸⁾。

同法第 1012 条は、別段の定めがある場合を除き、資産の取得価額(basis)はその取得原価とすると定めている⁷⁹⁾。別段の定めには、贈与の取得価額(basis)を定める第 1015 条（受贈者によるその後の売却益を決定するための取得価額(basis)は贈与者の取得価額(basis)であり、損失を決定するための取得価額(basis)は、贈与時の資産の公正市場価格が贈与者の取得価額(basis)に満たない場合、贈与時の公正市場価格であるとする）⁸⁰⁾や、被相続人の遺贈に関する第 1014 条（取得価額は死亡時の公正市場価格であり、「新しく始まる取得価額(basis)」であるとする）⁸¹⁾などがある。つまり、取得価額(basis)は原価であり、購入者がその資産を受け取ったときに所得として課税された金額である⁸²⁾。一方、第 1016 条は、取得原価を起点とした取得価額(basis)の調整に関するガイドラインを定めている。例えば、資産の資本的支出については上方修正、減価償却費または ACRS 償却、償却控除については下方修正が認められる。その他の特別な取得価額(basis)の調整は、特別な出来事に対して行われる⁸³⁾。

3 クイン判決の判示

本章では、ワシントン州キャピタルゲイン税の無効を求めたクイン判決の訴訟経緯と、判示のうち、キャピタルゲイン税が物品税とされた根拠部分を紹介する。

3-1. 訴訟経緯

クイン原告らは、キャピタルゲイン税はカリトン判決によれば所得に対する資産税であり、州憲法第7編第1条および第2条に規定された、資産税の一律性と課税制限に違反するとし、また、州憲法の特権・免除条項や連邦憲法の休眠通商条項に違反しているとして、同税の法令としての無効を求めて訴訟を起こした⁸⁴⁾。

ダグラス郡高等裁判所は、原告に略式判決を下した。裁判所は、カリトン判決に従い、同税を所得に対する資産税と位置づけ、所得税の「特徴」として8つの特質を挙げた。そして、(1)25万ドルの控除は一律性要件に違反していること、(2)7%の税率は資産税の憲法上の上限である1%を超えていること、を理由に、州憲法第7編第1条および第2条に基づき、違憲の税として無効とした⁸⁵⁾。

訴訟参加人が直接審理を求めたところ許可され、略式判決の決定が初審的に審査された⁸⁶⁾。

3-2. キャピタルゲイン税が物品税であるとする根拠

2023年3月24日に、ワシントン州最高裁判所は、「キャピタルゲイン税は、資本資産や利益そのものに課税されるのではなく、資本資産の売却もしくは交換に対して課税されるため、物品税として適切に位置づけられる。キャピタルゲイン税の理解は、物品税を、資産そのものに課税される資産税とは対照的に、資産の売却や交換の権限など、資産の所有に関連する権利行使に対して課税されるものと認識してきた長い判例の流れと一致している。キャピタルゲイン税はワシントン州法上の物品税であるため、第7編の一律性要件および課税制限の対象とはならない⁸⁷⁾と判示した。

本判決は、3つの観点から、キャピタルゲイン税を有効な物品税であるとした。第1は、カリトン判決に始まる資産税と物品税とを区別する判例の流れである。判例の流れは、「資産税」を単なる資産の所有に対する課税と定義する一方、「物品税」は資産に関する権利の行使や特権の行使に適用されるとしている⁸⁸⁾。第2に、キャピタルゲイン税は、資産に関する権利の行使に関連する租税であるとした。キャピタルゲイン税は、資産税のように資本資産やキャピタルゲインを所有しているだけで課されることはなく、資本資産を売却したり譲渡したりする権限に関連するものである⁸⁹⁾。第3に、上級裁判所の結論は、租税の要件(incident)に関する先例を誤って適用したものであるとした⁹⁰⁾。

(1) 資産税と物品税の判例の背景

クイン判決は、資産税と物品税の区別に関する判例の背景について、次のように述べた。

カリトン判決以降、ワシントン州控訴裁判所は、この判例を再確認し、累進純所得税は違憲であり、一律性のない資産税であるとして、一貫して無効としてきた⁹¹⁾。これらの租税に共通しているのは、「ほとんどすべての源泉からのほとんどすべての所得」を対象とし、課税ベース

の広い純所得税を課していることである⁹²⁾。

一方、スタイナー判決では、事業占有税が支持された。同判決は、事業占有税は、この州における「事業活動に従事する特権」に対して課税されるもので、「場合によっては売上総利益または総所得」によって算定される⁹³⁾が、「取得した所得には関係しない」ものであり、その代わり「国家によって完全に保護され、その利益が確保されることを期待できる有益な職業」を営む市民の特権に関係するものである⁹⁴⁾とされた。スタイナー判決によって、所得に対する資産税と、所得によって算定される特定の活動や特権に対する物品税とが区別された⁹⁵⁾。

モロー判決では、小売売上税の合憲性を巡り、カリトン判決とスタイナー判決で示された区別が適用された。同判決では、租税の性格は「そのインシデントによって決定されなければならない」⁹⁶⁾と指摘された。そして、資産税とは、「所有者であるという理由だけで、その資産の使用や処分に関係なく、所有者に課される租税」である⁹⁷⁾。これに対して、物品税は、事業占有税のように「特定の職業を営むための免許や企業の特権に対して」課税される⁹⁸⁾。そこで、小売売上税は、「限定された財産権の行使にのみ」適用され、「所有者であるという理由だけで所有者に課される租税とは明らかに区別される」ことから、物品税として支持された⁹⁹⁾。

その後数十年間、カリトン判決、スタイナー判決、モロー判決で示された原則は、ある租税が、物品税にあたるのか、それとも、資産税にあたるのかを判断するために適用され続けてきた¹⁰⁰⁾。たとえば、マーラー判決では、不動産販売税は、資産の売却に課税するものであるため、有効な物品税であるとして支持した¹⁰¹⁾。

ただし、アパートメントオペレーターズ判決だけは、カリトン判決を狭く解釈し、同様の物品税の判例から限定的に逸脱している¹⁰²⁾。同判決では、「州内で不動産の賃貸またはリース業に従事するすべての者に課される」州税に対する異議申し立てに対し、短い全会一致判決で、カリトン判決に基づき、家賃収入に対する課税は資産に対する課税であり物品税ではないと述べ、一律性を欠く違憲の資産税であるとして無効とした¹⁰³⁾。

しかし、アパートメントオペレーターズ判決は、その後の賃貸利益に対する課税に関する判決で、同判決の判示をその事件の事実のみに限定しており、判決に欠陥があったことを認めているように思われる¹⁰⁴⁾。アパートメントオペレーターズ判決からの方針転換は、同判決が、所得によって算定される租税は、それが国によって与えられた特権や、リースや売却の権限のような「資産に関する、および資産に対する」権利の行使に関連する限り、物品税であり続けるという、確立されたルールから外れているという認識を示している¹⁰⁵⁾。

このように述べ、「資産税」を単なる資産の所有に対する課税とし、「物品税」は資産に対する権利の行使や特権の行使に適用されるとする判例の流れは、確立されたものであるとした。

(2) キャピタルゲイン税は資産に対する権利の行使に関連するため物品税

クイン判決は、キャピタルゲイン税について次のように述べ、同税は、資産に対する権利の

行使に関連するため、物品税であるとした。

キャピタルゲイン税は、「資産が売却され、あるいは交換されて利益を得る」場合を除き、適用されない。資産税の特徴にみられるような、資産を所有しているという理由だけでは税を負担することはない。適格な長期資本資産を売却または交換した場合にのみ税を負担することになり、これは物品税の特徴である¹⁰⁶⁾。

キャピタルゲイン税は、カリトン判決の下で無効とした課税ベースの広い純所得税とはまったく異なる。課税ベースの広い純所得税は、納税者の純利益総額に適用され、特定の課税活動とは無関係であり、むしろ、課税対象は所得の受領そのものであった。本件では、キャピタルゲイン税は、純所得を対象とせず、実現された利益をもたらす資本資産取引に限定して適用される。キャピタルゲイン税は、特に、物品税の課税対象として長い間認識されてきた活動、つまり資産の売却または交換を課税対象としている¹⁰⁷⁾。

キャピタルゲイン税は、キャピタルゲインに対して課税されるのではなく、キャピタルゲインによって算定されるのである。判例では、特定の資産の所有権に付随する権利や特権に対して課される物品税は、所得によって算定される可能性があり、このことは、税の基本的性質を変えるものではないことを明確に示している。本税が25万ドルを超える利得を実現した場合にのみ適用されるのは、租税が適用される閾値を定める一定の控除を設けるという立法上の選択である。課税対象となる事象を変更するものではなく、課税対象は、資産の所有ではなく、取引のままである¹⁰⁸⁾。

自発性は、物品税の固有の特徴といえるが、状況によっては、納税者が個人的かつ意図的に取引を行うことを決定しなくても、本税が物品税から資産税に変わることはない¹⁰⁹⁾。

物品税に該当するために、常に課税対象となる特権を特定する必要はない。課税対象となる特定の特権を特定することなく、財産権の行使に関連する多くの租税を物品税として支持してきた。キャピタルゲイン税は、資産所有に関連する物品税というカテゴリーに属し、課税対象となる特権がないことは重要ではない¹¹⁰⁾。

物品税は、通常、課税対象と算定との間にはある程度の関連性がある。キャピタルゲイン税は、資産に関するおよび資産に対する権利の行使についての課税として適切に捉えられる場合、課税の対象（資本資産を含む取引）と課税の算定（資本資産取引によって実現した利益）との間には明らかな関連性がある¹¹¹⁾。

このように、適格な長期資本資産を売却または交換した場合にのみ税を負担することや、物品税が長い間課税対象としてきた資産の売却または交換という活動を課税対象としていること、などのキャピタルゲイン税の性質から、同税は、資産の権利行使に関連するため物品税であるとした。

（3）租税の要件（incident）に関する先例の誤った適用

クイン判決では、ダグラス郡高等裁判所が、キャピタルゲイン税が所得に対する資産税であると結論付けるにあたり、所得税の特徴として8つの租税の要件（incident）を挙げたことを批判した。ダグラス郡高等裁判所は、連邦所得税の申告制度へ依存していること、連邦法では「所得」として性格づけられる長期キャピタルゲインと同じものに課税していること、取引時ではなく年単位で課されること、売却された総額ではなく個別の純キャピタルゲインに課されること、個人の1年間のキャピタルゲインをすべての源泉から合計し、様々な控除や免除を考慮したうえで算出されること、州に物品税を課す権限を付与する根本的な譲渡について、州が権利や特権を付与しているかどうかに関係なく課税されること、慈善寄付控除が設けられていること、個人ではない場合には租税を負担しないこと、の8点を租税の要件（incident）としていた¹¹²⁾。

しかし、クイン判決では、こうした分析は、キャピタルゲイン税と連邦個人所得税とを比較して類推を行っており、連邦個人所得税は連邦法では物品税とみなされるため、連邦所得税とキャピタルゲイン税をさまざまな側面から比較することは、キャピタルゲイン税を州憲法第7編の資産税とみなす根拠にはならず、間違った憲法の拡大解釈によるものであるとした。ある租税がワシントン州憲法の意味における資産税であるかどうかを判断するには、資産税と物品税とを区別する原則を明示しているワシントン州の判例に注目しなければならないとした。そして、租税の具体的な要素である要件（incident）には、課税対象、課税標準、税率の3つがあるが、租税の性質を判断する際には、課税対象および算定方法という2つの要素を検討すべきであるとした¹¹³⁾。

たとえば、連邦所得税の申告制度への依存については決定的な特徴ではなく、キャピタルゲイン税は、長年物品税の課税対象として認められて来た資産の売却や交換といった活動を対象としており、課税対象（資本資産取引）と税額の算定（キャピタルゲイン）との間に明確な関連性があるという特徴を重視すべきであるとする¹¹⁴⁾。

また、毎年あるいは定期的な徴収、特定の控除は、他の物品税にもみられることから、資産税の特徴ではないとした¹¹⁵⁾。

さらに、キャピタルゲイン税の税額の算定が、純利益に対してなされることについても、資産税は純利益で算定されなければならないという主張の先例はなく、資産税と定義付ける特徴にはならないとした¹¹⁶⁾。

3-3. 反対意見

クイン判決では、ゴードン・マククロウド裁判官が、キャピタルゲインは「所得」であり、ワシントン州では「所得」は「資産」であるから、キャピタルゲイン税は資産税であるとする反対意見を述べた¹¹⁷⁾。

反対意見では、租税の性質を決定する「課税対象」について、「この法律の文言は、『ワシントン州のキャピタルゲインがこの章に従って納税者によって認識されたときに課税される』と規定している。これは、譲渡そのものが課税対象となる事象であるというのはまったく異なる。認識された利益がなければ租税はかからない。」¹¹⁸⁾と述べ、キャピタルゲイン税は、売り手が利益を実現した場合にのみ適用されるため、課税対象は「資本取引」ではなく、キャピタルゲイン、すなわち譲渡者が実現した所得であるとした¹¹⁹⁾。

さらに、「課税の算定方法が純所得または純利得である場合、租税を物品税として支持したワシントン州の判例は見当たらない。その代わり、そのような租税は一貫して不均一資産税として無効とされてきた。物品税の性格を考えれば、これらはすべて理に適っている。物品税は、特定の取引や財産の権利行使の特権に課される租税である。その取引全体に関連する特権を行使する（またはその財産権全体を行使する）ことと、その取引全体（またはその財産権全体）の価値を用いてその特権に対する課税を測定することとの間には、論理的な関連性がある。」¹²⁰⁾と述べ、キャピタルゲインは、物品税に期待されるような、総所得や資産の全価値によって測定されるものではなく、課税の算定方法は実現した売却益の額であるから¹²¹⁾、物品税ではなく所得税であり、所得は州憲法第7編第1条の広範な定義の下では資産であるから、資産税である¹²²⁾とした。

3-4. クイン判決の評価

クイン判決の評価は、論者によって分かれている。

デイヴィッド・ガメイジは、連邦所得税に関するポロック判決は、「所得税が一般的に、また必然的に資産に対する直接税の範疇に属するとしたものではまったくなく、反対に、所得税が資産に由来する所得に課税される場合を除き、所得に対する課税は本質的に物品税であるという事実を認めた」¹²³⁾ものであり、「所得に対する課税が何かということではなく、課税される所得の出所や源泉から推測される誤った理論によって課税を検証していた」¹²⁴⁾ことを指摘する。

そして、ワシントン州税制においても、「金銭的な流れが所有権の対象となる資産であるか否かについて、控除の可否が問題になるという結論は、論理的な推論から支持することはできない。」¹²⁵⁾とする。

そのうえで、「クイン判決の裁判所は、ワシントン州の過去の判例が示した、特定の取引（販売や交換など）の発生時にのみ発生する租税は物品税であり、資産税の範囲は『単に資産の所有によって』発生する租税に限定されるという区別を再確認しただけである。」¹²⁶⁾とし、過去の判例の枠組みを維持したものであると評価する。

他方、ジャレッド・ウォルザックは、「所得は『無形』で『所有権の対象』である『物』であるという、これらの判例（筆者注：ワシントン州の所得税をめぐる判決）のすべての通底する論理は、特定の法律の細目にはあまり左右されない。」¹²⁷⁾とし、資産からの賃貸収入を含む課

税ベースのみが制限されるような解釈は誤りであるとする。

そして、「既存の判例法では、所得そのものは課税ベースとして認められないとされているから、法廷での問題は、所得税が定義上、一種の物品税であるかどうかではない。問題は、キャピタルゲイン税が特権に課税することでその制限を回避しているかどうかである。」¹²⁸⁾と述べ、租税が特権や行為に対するものであるかどうかが重要であるとする。

「キャピタルゲイン税は、特権や行為に対して課されるものではないことが明らかであるため、今日的な意味での物品税ではない。もし州のキャピタルゲイン所得税が取引や特権の行使に対する租税であれば、資本資産の売却すべてに適用され、取引や総売上高に対して課されることになる。しかし、すべての取引から得た純キャピタルゲイン所得を合計し、標準控除額を25万ドルとして算定されている。ワシントン州の計算では、まず『連邦所得税で申告可能な純長期キャピタルゲイン』から始まる。それは、所得税である。」¹²⁹⁾とし、物品税の意義をねじまげるものであると批判している。

4 ワシントン州税制とキャピタルゲイン税

本章では、ワシントン州税制とキャピタルゲイン税について、ここまで述べてきた議論の総括を行う。

ワシントン州では、資産には所有権の対象となるすべてのものを含むとする州憲法第7編第1条の下、カリトン判決において、所得は無形資産の範疇に入ると解釈した。ほとんどすべての所得に対して課される累進純所得税は「資産税」に該当し、一律性に反するため無効とされた。そして、「資産税」を単なる資産の所有に対する課税とする一方、「物品税」を資産に対する権利の行使や特権の行使に適用する課税とする判例の流れが確立された。

2022年に制定されたキャピタルゲイン税に関するクイン判決は、同税は、適格な長期資本資産を売却または交換した場合にのみに課されるものであり、資産に対する権利の行使に関連して限定的に適用される性質があることから、「物品税」の特徴を備えているとした。そして、租税の性質を判断する際には、課税対象および算定方法という2つの要素を検討すべきであるとした。

クイン判決には、租税の性質の観点から、キャピタルゲイン税の課税対象はキャピタルゲインという所得であり、課税の算定方法が純所得であることから、物品税ではなく所得税であり、ワシントン州税制の下では資産税であるとした反対意見がある。

また、論者からは、クイン判決に対して、物品税の性質は、特権や行為に対して課されるものであることが重要であり、キャピタルゲイン税はそうではないことは明らかであり、物品税の意義をねじまげるものである、との批判がなされている。

おわりに

おわりに、わが国のキャピタルゲイン課税のあり方を考えるにあたり、参考になりうる点について若干の考察をおこないたい。

本稿で検討してきたように、ワシントン州税制の特殊な環境下において、キャピタルゲイン税が「資産税」よりは「物品税」に近いと判断されることになったといえるが、わが国のキャピタルゲイン課税のあり方を考えるにあたって、次の 2 点を参考にすることができるであろう。

1 点目は、キャピタルゲイン税は、資産に対する権利の行使に関して適用される性質があるとされたことである。ワシントン州キャピタルゲイン税は、長期のキャピタルゲインを課税ベースとしている。キャピタルゲインの算定方法は、内国歳入法典に基づき、取得原価をベースとした税務基準額に対する実現額の超過額によるから、その大枠はわが国の譲渡所得の算定方法と変わらない。わが国の譲渡所得税と類似した算定方法によるワシントン州キャピタルゲイン税が、資産に対する権利の行使に関して適用される性質があるとされたことは、わが国のキャピタルゲインに対する課税のあり方を考えるにあたっても参考になるとと思われる。

2 点目は、租税の性質を判断する際に、課税対象および算定方法という 2 つの要素を検討すべきとされた点である。クイン判決では、キャピタルゲイン税の課税対象はあくまでも資本資産の売却または交換という取引であり、キャピタルゲインという利益ではないと判断された。利益としてのキャピタルゲインは、課税対象ではなく、税額の算定方法に過ぎないと解されている。このような租税の性質に関する考え方も参考になるといえるであろう。

<注>

- 1) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』264 頁（弘文堂、2021 年）。
- 2) 金子宏「所得税とキャピタルゲイン」『課税単位及び譲渡所得の研究』91 頁（有斐閣、1996 年）。
- 3) 金子宏「キャピタルゲイン課税の改革」『課税単位及び譲渡所得の研究』288 頁（有斐閣、1996 年）。
- 4) 金子・前掲注（1）264 頁。
- 5) 所得税法 33 条 3 項 2 号。
- 6) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 3 版〕』109 頁（弘文堂、2022 年）。
- 7) 租税特別措置法 31 条 1 項・32 条 1 項。
- 8) 租税特別措置法 37 条の 10。
- 9) 金子・前掲注（3）289 頁。
- 10) 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」2 頁（平成 16 年 6 月 15 日）。
- 11) 租税特別措置法 9 条の 3。
- 12) 租税特別措置法 3 条。
- 13) 佐藤・前掲注（6）81-82 頁。
- 14) 金子・前掲注（1）221 頁。

- 15) 佐藤英明「利子所得における『預金利子』の意義と範囲に関する覚書」神戸法学会雑誌 41 卷 1 号 80 頁（1991 年）。
- 16) 金子・前掲注（1）227 頁。
- 17) 金子・前掲注（1）264 頁。
- 18) 所得税法 23 条 1 項 2 項、同条 24 条 1 項 2 項。
- 19) 住永佳奈『課税の契機としての財産移転』（成文堂、2019 年）では、未実現のキャピタルゲイン課税の契機について、単なる資産の権利の移転ではなく、資産とその所有者との関係の変化として捉える観点から考察している。
- 20) *Quinn v. State*, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023).
- 21) *See INST. ON TAX'N & ECON. POL'Y, WHO PAYS? A DISTRIBUTIONAL ANALYSIS OF THE TAX SYSTEMS IN ALL 50 STATES* 127 (6th ed. 2018).
- 22) *Culliton v. Chase*, 174 Wash. 363, (1933).
- 23) David Gamage & Jared Walczak, *Did the Washington Supreme Court Rule Correctly on the Capital Gains Tax?*, 108 TAX NOTES STATE 517, 519 (2023) (available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4493125).
- 24) LAWS OF 2021, ch. 196 (codified as ch. 82.87 RCW); see also RCW 82.87.040(1).
- 25) *Quinn v. State*, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 2-3.
- 26) *Id.* at 3-4.
- 27) WASH. CONST. art. VII, § 1.
- 28) *See Hugh D. Spitzer, A Washington State Income Tax—Again?*, 16 U. PUGET SOUND L. REV. 524(1993).
- 29) *See DON BURROWS, THE ECONOMICS AND POLITICS OF WASHINGTON 'S TAXES FROM STATEHOOD TO 2013*, at 82, 87-88 (2013).
- 30) *Culliton*, 174 Wash. at 385 (Blake, J., dissenting).
- 31) Spitzer, *supra* note 22 at 522.
- 32) BURROWS, *supra* note 23 at 88.
- 33) *Id.* at 122, 129.
- 34) Spitzer, *supra* note 22 at 524.
- 35) *Quinn v. State*, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 8.
- 36) BURROWS, *supra* note 23 at 130.
- 37) *Aberdeen Saving & Loan Ass'n v. Chase*, 157 Wash. 351 (1930).
- 38) *Quaker City Cab Co. v. Pennsylvania*, 277 U.S. 389.
- 39) *Aberdeen*, 157 Wash. at 365.
- 40) 農民生活の社会、文化的向上を目的として、1867 年に農務省嘱託役人であったオリヴァー・ケーリーによって創設された農民友愛団体。農村における自発的な社会活動に基づき、農村および農業振興に必要とされる立法措置を求める農政活動や農協活動を幅広くおこなった（小澤健二「グレンジとビューロー」農業総合研究 39 卷 4 号 156-171 頁、1985 年）。
- 41) Spitzer, *supra* note 22 at 527.
- 42) BURROWS, *supra* note 23 at 137-38.
- 43) *Culliton v. Chase*, 174 Wash. 363 (1933).
- 44) *Culliton*, 174 Wash. at 374.
- 45) *Id.* at 378.
- 46) *Id.* at 380.
- 47) *Id.* at 381.
- 48) *Id.* at 382.
- 49) BURROWS, *supra* note 23 at 141.
- 50) BURROWS, *supra* note 23 at 33-34.
- 51) *State ex rel. Stiner v. Yelle*, 174 Wash. 402 (1933).
- 52) *Stiner*, 174 Wash. at 406.
- 53) *Id.* at 406-7.
- 54) LAWS OF 2021, ch. 196 (codified as ch. 82.87 RCW); see also RCW 82.87.040(1).
- 55) RCW 82.87.010.

- 56) RCW 82.87.040(1).
- 57) *Id.*
- 58) RCW 82.87.050(1).
- 59) RCW 82.87.050(3).
- 60) RCW 82.87.050(5).
- 61) RCW 82.87.020(2).
- 62) RCW 82.87.020(6).
- 63) RCW 82.87.040(1).
- 64) RCW 82.87.100(1)(a)-(b).
- 65) RCW 82.87.020(13).
- 66) RCW 82.87.020(1).
- 67) RCW 82.87.020(1)(a).
- 68) RCW 82.87.020(1)(e).
- 69) RCW 82.87.020(1)(b).
- 70) RCW 82.87.020(1)(c).
- 71) RCW 82.87.020(1)(d).
- 72) RCW 82.87.060(1).
- 73) RCW 82.87.060(4); RCW 82.87.080.
- 74) RCW 82.87.060(3); RCW 82.87.070.
- 75) 26 U.S.C. §1222(7) (1986).
- 76) See JOHN K. McNULTY AND DANIEL J. LATHROPE, FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS IN A NUTSHELL (8th Ed, West Academic) 452 (2011).
- 77) 26 U.S.C. §1001(a) (1986).
- 78) 26 U.S.C. §1011(a) (1986).
- 79) 26 U.S.C. §1012(a) (1986).
- 80) 26 U.S.C. §1015 (1986).
- 81) 26 U.S.C. §1014 (1986).
- 82) McNulty and Lathrope, *supra* note 70 at 438.
- 83) McNulty and Lathrope, *supra* note 70 at 438.
- 84) Quinn v. State, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 3.
- 85) *Id.* at 15.
- 86) *Id.* at 16.
- 87) *Id.* at 3.
- 88) *Id.* at 19.
- 89) *Id.* at 19.
- 90) *Id.* at 33.
- 91) See Jensen v. Henneford, 185 Wash. 209, 211, 215 (1936) (plurality decision) (個人純所得稅); Petrol. Navigation Co. v. Henneford, 185 Wash. 495, 495-96 (1936) (法人純所得稅); Power, Inc. v. Huntley, 39 Wn.2d 191, 193-95 (1951) (法人純所得稅); Kunath, 10 Wn. App. 2d at 211, 232 (個人純所得稅).
- 92) Power, Inc., 39 Wn.2d at 197.
- 93) 174 Wash.402. at 404 (quoting LAWS OF 1933, ch. 191).
- 94) *Id.* at 406-07.
- 95) Quinn v. State, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 21.
- 96) Morrow, 182 Wash. at 628 (quoting Wiseman v. Phillips, 84 S.W.2d 91, 96 (Ark. 1935)).
- 97) *Id.* at 631 (quoting Bromley v. McCaughn, 280 U.S. 124, 137, 50 S. Ct. 46, 74 L. Ed. 226 (1929)).
- 98) *Id.* at 627 (citing 1 THOMAS M. COOLEY, A TREATISE ON THE LAW OF TAXATION § 42 (4th ed. 1924)).
- 99) *Id.* at 631 (quoting Bromley, 280 U.S. at 137).
- 100) Quinn v. State, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 22.
- 101) Mahler, 40 Wn.2d at 406-07, 409-10.
- 102) *Id.* at 24.
- 103) Apt. Operators, 56 Wn.2d at 47.
- 104) Quinn v. State, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 25.
- 105) Mahler, 40 Wn.2d at 410.

- 106) *Quinn v. State*, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 26.
- 107) *Id.* at 27.
- 108) *Id.* at 28-29.
- 109) *Id.* at 30-31.
- 110) *Id.* at 31-32.
- 111) *Id.* at 32.
- 112) Am. Clerk's Papers (ACP) at 869-71.
- 113) *Quinn v. State*, No. 100769-8 (Wash. Mar. 24, 2023), at 34-35.
- 114) *Id.* at 35-37.
- 115) *Id.* at 37.
- 116) *Id.* at 38.
- 117) *Id.* at 1 (Gordon McCloud, J., dissenting).
- 118) *Id.* at 12 (Gordon McCloud, J., dissenting).
- 119) *Id.* at 14-15 (Gordon McCloud, J., dissenting).
- 120) *Id.* at 17 (Gordon McCloud, J., dissenting).
- 121) *Id.* at 18 (Gordon McCloud, J., dissenting).
- 122) *Id.* at 21-22 (Gordon McCloud, J., dissenting).
- 123) *Brushaber v. Union Pac. R. R. Co.*, 240 U.S. 1, 16-17 (1916).
- 124) *Stanton v. Baltic Mining Co.*, 240 U.S. 103, 112-113 (1916).
- 125) *David Gamage & Jared Walczak*, *supra* note 19 at 519.
- 126) *Id.* at 520.
- 127) *Id.* at 522.
- 128) *Id.* at 522-23.
- 129) *Id.* at 523.

主指導教員（今本啓介教授）、副指導教員（藤巻一男教授・宮森征司准教授）